

名古屋市公報	令和 2年 9月 9日 第69号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第105号)	7
○ 名古屋市文化センター条例施行細則の一部を改正する規則	(ス市・人権施策推進室) (第106号)	43
○ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則	(環境・総務課) (第107号)	44
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第108号)	46
告 示		
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第517号)	49
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第518号)	50
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第519号)	51
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第520号)	52
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第521号)	57
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第522号)	60
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退	(健福・保護課) (第523号)	61
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第524号)	63
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第525号)	64

○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第526号)	66
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第527号)	67
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第528号)	72
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第529号)	74
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課)	(第530号)	75
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第531号)	77
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第532号)	78
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第533号)	79
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第534号)	80
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第535号)	81
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第536号)	82

達

○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第51号)	83
------------------	--------------	--------	----

選挙管理委員会告示

○ 各種直接請求等に必要な数について		(第6号)	84
--------------------	--	-------	----

教育委員会規則

○ 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則		(第20号)	86
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則		(第21号)	87

人事委員会規則

○ 職員の任用に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		(第11号)	88
---	--	--------	----

人事委員会達

○ 事務局長以下代決規程の一部改正		(第4号)	90
-------------------	--	-------	----

上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正		(第31号)	91
---	--	--------	----

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	93
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	95
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	97
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	99
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	101
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	103
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	106
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	109
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	112
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	114

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 105号）

1 改正内容

- (1) 市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、別表を改正します。（別表関係）
- (2) 住宅管理システムの改修に伴い、規定の整備を行います。（第14条第5項、第16条第3項、別記目次、別記第9号様式から別記第18号様式、別記第21号様式から別記第21号様式の7関係）

2 施行期日

令和2年11月1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第3-2改良住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年9月1日から、第14条第5項、第16条第3項、別記目次、別記第9号様式から別記第18号様式まで及び別記第21号様式から別記第21号様式の3までの改正規定並びに別記第21号様式の3の次に4様式を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は令和3年6月1日から施行します。

○ 名古屋市文化センター条例施行細則の一部を改正する規則（第 106号）

1 改正内容

名古屋市文化センターの開館時間に関し、規定の整備を行います。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則（第 107号）

1 改正内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（第14号様式の7及び第14号様

式の 8関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 108号）

1 改正内容

名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化を推進するため、総務局に大学病院化推進監、参事（大学病院化の推進に係る調整）及び主幹（大学病院化の推進に係る調整）を設置します。（第 5条、第 6条、第 8条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 2年 9月 3日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第51号）

1 改正内容

名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化を推進するため、総務局に大学病院化推進監を設置することに伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 9月 3日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（第20号）

1 改正内容

情報通信機器を通して通話する方法による会議の開催について、規定の

整備を行います。（第 2 条の 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第21号）

1 改正内容

入学検定料の納付及び還付について、規定の整備を行います。（第22条及び第24条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 8 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 105 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 5 項を次のように改める。

- 5 市長は、条例第13条第 2 項の規定による収入の額の認定又は同条第 3 項の規定による収入の認定の更正に併せて家賃を減免する場合は、第12条第 1 項及び第 3 項並びに前項の規定にかかわらず、別記第21号様式の 2 若しくは別記第21号様式の 3 による認定通知書兼承認書又は別記第21号様式の 4 から別記第21号様式の 7 までによる通知書兼承認書をそれぞれ交付するものとする。第16条第 3 項中「第 2 項」の次に「及び第 5 項」を加える。

別表第 1 1 公営住宅の表打越荘の項中

平成24年度	25	を	平成24年度	25	に改める。
平成27年度	60		平成27年度	60	
			平成30年度	65	

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表打越荘の項中

1号から61号まで	を	1号から93号まで	に改める。
-----------	---	-----------	-------

別表第3 2 改良住宅に付随する駐車場の表神戸荘の項中

1号から14号まで及び 16号から18号まで	を	1号から5号まで、7 号から14号まで及び16 号から18号まで	に改める。
---------------------------	---	--	-------

別記目次中「第21号様式の3 収入認定・収入超過者認定通知書兼家賃減免
「第21号様式の3 収入認定・収入超過者認定通知書兼家賃減免承
第21号様式の4 収入認定更正通知書兼家賃減免承認書
承認書」を 第21号様式の5 収入超過者認定・収入認定更正通知書兼家賃減
第21号様式の6 収入超過者認定取消・収入認定更正通知書兼家
第21号様式の7 高額所得者認定取消・収入認定更正通知書兼家
認書

免承認書 に改める。

賃減免承認書

賃減免承認書」

別記第9号様式から別記第18号様式までを次のように改める。

第9号様式

収入申告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

市営住宅名

入居者氏名

入居世帯員の前年中の収入を次のとおり申告します。

入居世帯員

続柄	氏 名	勤 務 先	収 入 等		障害者 手帳等	備 考 (控除項目等)
	生 年 月 日		種類	収入額 (円)		
本人						

別居の扶養親族

特記事項

続柄	氏 名	この者を扶養する 入居世帯員の氏名	備 考
	生 年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第10号様式

(表)
収入認定通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



次のとおり収入を認定しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市 営 住 宅 名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

注 この収入認定に対して意見があるときは、認定通知書を受け取った日から30日以内に、証明書類を添付して、その意見を申し出ることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第11号様式

(表)

収入認定・収入超過者認定通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



次のとおり収入を認定し、その結果、名古屋市営住宅条例第22条第1項（第43条において準用する場合を含む。）の規定により、収入超過者として認定しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市 営 住 宅 名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

注 この収入認定及び収入超過者認定に対して意見があるときは、認定通知書を受け取った日から30日以内に、証明書類を添付して、その意見を申し出ることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第12号様式

(表)

収入認定・高額所得者認定通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



次のとおり収入を認定し、その結果、名古屋市営住宅条例第22条第2項の規定により、高額所得者として認定しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

高額所得者として認定されたことにより、あなたは、市営住宅の明渡請求を受けることがありますのでご承知ください。

1 認定収入

--

2 家賃

市 営 住 宅 名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

注 この収入認定及び高額所得者認定に対して意見があるときは、認定通知書を受け取った日から30日以内に、証明書類を添付して、その意見を申し出ることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

意見申出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

市営住宅名

入居者氏名

収入認定通知書

収入認定・収入超過者認定通知書

年 月 日付けの収入認定・高額所得者認定通知書

収入認定通知書兼家賃減免承認書

収入認定・収入超過者認定通知書兼家賃減免承認書

を受け取りましたが、入居世帯員の収入は次のとおりですので、証明書類を添付して意見を申し出ます。

続柄	氏 名	被扶養 関 係	勤務先	収 入 等		障害者 手帳等	備 考 (控除項目等)
	生 年 月 日			種類	収入額 (円)		
本人							

意見 の 要 旨	
-------------------	--

審 査 欄	
-------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第14号様式

(表)
収入認定更正通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月
日付けの収入認定を次のとおり更正しましたので、納付していただく家賃と
併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市 営 住 宅 名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第15号様式

(表)

収入超過者認定・収入認定更正通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長

印

年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、更正後においても収入超過者として認定しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第16号様式

(表)

収入超過者認定取消・収入認定更正通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月
日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、収入超過者認定を取り消
しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第17号様式

(表)

高額所得者認定取消・収入超過者認定・収入認定更正通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、高額所得者認定を取り消し、収入超過者として認定しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第18号様式

(表)

高額所得者認定取消・収入認定更正通知書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、高額所得者認定を取り消しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市 営 住 宅 名		
	期 間	家 賃

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記第 21 号様式から別記第 21 号様式の 3 までを次のように改める。

第21号様式

家賃
敷金 減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けで申請のあった家賃敷金の減免については、承認しましたので、納付していただく家賃敷金と併せてお知らせします。

1 家賃
敷金

市営住宅名			減免前の家賃敷金
減 免 期 間		減 免 区 分	減免後の家賃敷金
そ の 他			

2 家賃敷金の算出基礎

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第21号様式の2

(表)

収入認定通知書兼家賃減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



次のとおり収入を認定し、また、家賃の減免を承認しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名			減免前の家賃
減 免 期 間		減 免 区 分	減免後の家賃
そ の 他			

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

注 この収入認定に対して意見があるときは、認定通知書兼承認書を受け取った日から30日以内に、証明書類を添付して、その意見を申し出ることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第21号様式の3

(表)

収入認定・収入超過者認定通知書兼家賃減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



次のとおり収入を認定し、その結果、名古屋市営住宅条例第22条第1項（第43条において準用する場合を含む。）の規定により、収入超過者として認定しました。

また、家賃の減免を承認しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		減免前の家賃	
減 免 期 間		減 免 区 分	減免後の家賃
そ の 他			

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

注 この収入認定及び収入超過者認定に対して意見があるときは、認定通知書兼承認書を受け取った日から30日以内に、証明書類を添付して、その意見を申し出ることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

別記第21号様式の 3 の次に次の 4 様式を加える。

第21号様式の 4

(表)

収入認定更正通知書兼家賃減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正しました。

また、家賃の減免を承認しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		減免前の家賃
減 免 期 間	減 免 区 分	減免後の家賃
そ の 他		

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第21号様式の5

(表)

収入超過者認定・収入認定更正通知書兼家賃減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、更正後においても収入超過者として認定しました。

また、家賃の減免を承認しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		減免前の家賃	
減 免 期 間		減 免 区 分	減免後の家賃
そ の 他			

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第21号様式の6

(表)

収入超過者認定取消・収入認定更正通知書兼家賃減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長



年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、収入超過者認定を取り消しました。

また、家賃の減免を承認しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		減免前の家賃	
減 免 期 間		減 免 区 分	減免後の家賃
そ の 他			

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第21号様式の7

(表)

高額所得者認定取消・収入認定更正通知書兼家賃減免承認書

年 月 日

市営

様

名古屋市長

印

年 月 日付けの意見申出に基づき、審査の結果、年 月 日付けの収入認定を次のとおり更正するとともに、高額所得者認定を取り消しました。

また、家賃の減免を承認しましたので、納付していただく家賃と併せてお知らせします。

1 認定収入

--

2 家賃

市営住宅名		減免前の家賃
減 免 期 間	減 免 区 分	減免後の家賃
そ の 他		

(裏)

3 算出基礎

(1) 認定収入

--

(2) 家賃

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 3 2 改良住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年 9 月 1 日から、第 14 条第 5 項、第 16 条第 3 項、別記目次、別記第 9 号様式から別記第 18 号様式まで及び別記第 21 号様式から別記第 21 号様式の 3 までの改正規定並びに別記第 21 号様式の 3 の次に 4 様式を加える改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は令和 3 年 6 月 1 日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 一部施行日前に現にこの規則による改正前の名古屋市営住宅条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている収入申告書及び意見申出書は、この規則による改正後の名古屋市営住宅条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 一部施行日前に現に旧規則の規定に基づいて作成されている別記第 9 号様式及び別記第 13 号様式の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市文化センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 106 号

名古屋市文化センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市文化センター条例施行細則（昭和54年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第107号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第14号様式の 7 中

「	
産業廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類ご との処理量の見込み	
を	
」	

「	
産業廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類ご との処理量の見込み	
」	

施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域		に
---	--	---

改め、同様式注に次の1項を加える。

4 施行規則とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則をいいます。

第14号様式の8中

「

法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		を
--	--	---

」

「

法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件		に
施行規則第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域		

」

改め、同様式注を同様式注第1項とし、同様式注に次の1項を加える。

2 施行規則とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則をいいます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 108 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「企画調整監」の次に「及び大学病院化推進監」を加える。

第 6 条中第12項を第13項とし、第 3 項から第11項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 大学病院化推進監は、上司の命を受けて東部医療センター及び西部医療センターの市立大学病院化の推進に係る調整を行い、総務局参事（大学病院化の推進に係る調整）の分担事項を所管する組織の所属職員（参事（大学病院化の推進に係る調整）を含む。）を指揮監督する。

第 8 条第 1 項の表中

「

防災危機管理局	危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	5
---------	-------------	---	---

」

を

「

防災危機管理局	危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	5
総 務 局	大学病院化の推進に係る調整	1 東部医療センター及び西部医療センターの市立大学病院化の推進に係る調整に関すること。	1

」

に改める。

第 9 条第 1 項の表総務局の項中

「

	指定都市間の連絡調整	1 指定都市市長会に係る連絡に関すること。 2 指定都市市長会に係る特命事項の処理に関すること。	1
--	------------	---	---

を

」

	指定都市間の連絡調整	1 指定都市市長会に係る連絡に関する こと。 2 指定都市市長会に係る特命事項の処 理に関すること。	1	に
	大学病院化の推進に係る調整	1 東部医療センター及び西部医療セン ターの市立大学病院化の推進に係る調 整に関すること。	1	

改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 9 月 3 日から施行する。

名古屋市告示第 517号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 8月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和元年 9月10日 31指令住開指第 119号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市守山区翠松園二丁目1115番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋箱崎町19番 7リバーアンドタワー1305号

横田侑樹

東京都中央区日本橋箱崎町19番 7リバーアンドタワー1305号

横田和花

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 518号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 2年 9月27日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 519号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ぺんぎん調剤薬局本町通 店	名古屋市中区丸の内二丁目 6番10号	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 520号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ウイングル
介護事業者の所在地	旧	愛知県一宮市奥町字宮前44― 1
	新	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
介護事業所の名称		いつき訪問介護事業所名古屋北
介護事業所の所在地		名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
変更年月日		令和 2年 4月20日

介護事業者の名称		株式会社トップウェル
介護事業者の所在地		名古屋市緑区諸の木一丁目 808番地
介護事業所の名称		訪問介護事業所トップウェル鳴海
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区諸の木一丁目 808番地
	新	名古屋市緑区諸の木一丁目 701番地
変更年月日		令和 2年 6月 1日

介護事業者の名称		株式会社e－L i f e
介護事業者の所在地		名古屋市名東区引山三丁目 716番地
介護事業所の名称		介護24はーと
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区上社二丁目25番地
	新	名古屋市名東区引山三丁目 716番地
変更年月日		令和 2年 4月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社ウイングル
介護事業者の所在地	旧	愛知県一宮市奥町字宮前44ー 1
	新	名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
介護事業所の名称		いつき訪問看護ステーション名古屋北
介護事業所の所在地		名古屋市北区楠味鋤五丁目1716番地
変更年月日		令和 2年 4月20日

介護事業所の名称		藤井歯科医院畑江分院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区畑江通 3丁目18番地
	新	名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変更年月日		令和 2年 6月26日

介護事業所の名称		久屋クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区錦三丁目 5番31号
	新	名古屋市中区錦三丁目 5番28号
変更年月日		令和 2年 6月 1日

介護事業所の名称	旧	大北歯科
	新	にじいろ歯科
介護事業所の所在地		名古屋市中川区中郷二丁目 6番地
変更年月日		平成28年 1月27日

介護事業者の名称		南医療生活協同組合
介護事業者の所在地		名古屋市緑区南大高二丁目 204番地
介護事業所の名称	旧	南医療生活協同組合みなみ訪問看護ステーション
	新	南医療生活協同組合訪問看護ステーションみなみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区鳴浜町 5丁目10番地
	新	名古屋市南区三吉町 6丁目25番地
変更年月日		令和 2年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社トップウェル
介護事業者の所在地		名古屋市緑区諸の木一丁目 808番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーショントップウェル
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区諸の木一丁目 808番地
	新	名古屋市緑区諸の木一丁目 701番地
変更年月日		令和 2年 6月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		藤井歯科医院畑江分院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区畑江通 3丁目18番地
	新	名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変更年月日		令和 2年 6月26日

介護事業所の名称		久屋クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区錦三丁目 5番31号
	新	名古屋市中区錦三丁目 5番28号
変更年月日		令和 2年 6月 1日

介護事業所の名称	旧	大北歯科
	新	にじいろ歯科
介護事業所の所在地		名古屋市中川区中郷二丁目 6番地
変更年月日		平成28年 1月27日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		藤井歯科医院畑江分院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区畑江通 3丁目18番地
	新	名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変更年月日		令和 2年 6月26日

介護事業所の名称		久屋クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区錦三丁目 5番31号
	新	名古屋市中区錦三丁目 5番28号
変更年月日		令和 2年 6月 1日

介護事業所の名称	旧	大北歯科
	新	にじいろ歯科
介護事業所の所在地		名古屋市中川区中郷二丁目 6番地
変更年月日		平成28年 1月27日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社キープオン
介護事業者の所在地		名古屋市中村区小幡中一丁目35番16号
介護事業所の名称		支援センターモリヤマ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区小幡中二丁目22番12号
	新	名古屋市中村区小幡中一丁目35番16号
変更年月日		令和 2年 5月 1日

6 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社e-L i f e
介護事業者の所在地		名古屋市名東区引山三丁目 716番地
介護事業所の名称		介護24はーと
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区上社二丁目25番地
	新	名古屋市名東区引山三丁目 716番地

変 更 年 月 日	令和 2年 4月 1日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 521号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
大橋クリニック	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	令和 2年 3月31日
石井診療所	名古屋市千種区天満通 1丁目11番地	令和 2年 7月 1日
医療法人泰誠会岡本クリニック	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	令和 2年 7月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
大橋クリニック	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	令和 2年 3月31日
石井診療所	名古屋市千種区天満通 1丁目11番地	令和 2年 7月 1日
医療法人泰誠会岡本クリ ニック	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	令和 2年 7月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
大橋クリニック	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	令和 2年 3月31日
石井診療所	名古屋市千種区天満通 1丁目11番地	令和 2年 7月 1日
医療法人泰誠会岡本クリ ニック	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	令和 2年 7月 1日
ダイヤビル調剤薬局	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	令和 2年 7月 1日
コスモス調剤薬局石川橋 店	名古屋市昭和区荒田町 5丁目12番地	令和 2年 3月31日
なのはな薬局	名古屋市中川区横井二丁目 1番地	令和 2年 5月31日
タンポポ調剤薬局	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301 番地	令和 2年 5月31日
みどり調剤薬局七番町 3 丁目店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地	令和 2年 5月31日
ぽぷり薬局しけんや店	名古屋市守山区四軒家二丁目 550番 地	令和 2年 2月29日

寺尾調剤薬局	名古屋市名東区引山四丁目 423番地	令和 2年 5月 1日
--------	--------------------	----------------

4 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
すずめ調剤薬局	名古屋市緑区桶狭間神明1533番地	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 522号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
南医療生活協同組合 名古屋市緑区南大高二丁目 204番地	訪問看護ステーションほしざ き 名古屋市南区星崎一丁目 123 番地	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 523号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
4項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
天野記念クリニック	名古屋市西区上名古屋四丁目 3番 6 号	平成12年 4月 1日

2 介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
天野記念クリニック	名古屋市西区上名古屋四丁目 3番 6 号	平成18年 4月 1日

3 訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
天野記念クリニック	名古屋市西区上名古屋四丁目 3番 6号	平成12年 4月 1日

4 介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
天野記念クリニック	名古屋市西区上名古屋四丁目 3番 6号	平成18年 4月 1日

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
天野記念クリニック	名古屋市西区上名古屋四丁目 3番 6号	平成12年 4月 1日

6 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
天野記念クリニック	名古屋市西区上名古屋四丁目 3番 6号	平成18年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 524号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
はるか薬局栄生	名古屋市西区栄生二丁目 5番11号	平成30年 12月 7日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
てるてる薬局荒子観音店	名古屋市中川区荒子町字大門東58番 地	令和 2年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 525号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
株式会社メッドインフォマテ ィクス 名古屋市千種区若水二丁目 3 番11号	いりなか訪問介護ステーショ ン 名古屋市昭和区滝川町32番地 の 1	令和 2年 7月 1日
株式会社クリエイト 名古屋市港区木場町 2番地の 31	クリエイトケアライフ 名古屋市港区木場町 2番地の 31	令和 2年 6月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
--------------------------	---------------	-----------

株式会社メッドインフォマテ イクス 名古屋市千種区若水二丁目 3 番11号	いりなか訪問看護ステーショ ン 名古屋市昭和区滝川町32番地 の 1	令和 2年 7月 1日
--	---	----------------

3 介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
南医療生活協同組合 名古屋市緑区南大高二丁目 204番地	桃山診療所デイケア 名古屋市緑区桃山一丁目54番 地	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 526号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
国家公務員共済組合連合会 東京都千代田区九段南一丁目 1番10号	指定居宅介護支援事業所ちよだ 名古屋市千種区千代田橋一丁目 1番 1	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 527号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地		東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター芳野
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区徳川町 110番地
	新	名古屋市東区東大曽根町 1番 4号
変更年月日		令和 2年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社プラチナセブン
介護事業者の所在地		名古屋市中川区法華西町 2丁目60番地
介護事業所の名称		介護事業所うるわし名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区千代田三丁目15番12号

地	新	名古屋市中川区法華西町 2丁目60番地
変 更 年 月 日	令和 2年 3月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社貴久
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中熱田区比々野町19番地
	新	愛知県大府市共栄町六丁目 198番地
介 護 事 業 所 の 名 称		ヘルパーステーションガーベラ
介護事業所の所在地		名古屋市中川区福川町 3丁目 1番地の24
変 更 年 月 日		令和元年12月10日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 事 業 所 の 名 称		宮下歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区錦二丁目15番22号
	新	名古屋市中区錦二丁目14番12号
変 更 年 月 日		令和 2年 6月30日

3 通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社エス・ジー・ティ
介護事業者の所在地		名古屋市中村区松原町 4丁目28番地の 3
介 護 事 業 所 の 名 称		真和リハビリデイサービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区松原町 4丁目23番地の 2
	新	名古屋市中村区松原町 4丁目28番地の 3
変 更 年 月 日		令和元年11月 1日

4 居宅介護支援事業

介 護 事 業 者 の 名 称		ヒューマンライフケア株式会社
介護事業者の所在地		東京都新宿区西新宿七丁目 5番25号
介護事業所の名称	旧	ヒューマンライフケアちくさ

	新	ヒューマンライフケア川名
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区谷口町 3番 8号
地	新	名古屋市昭和区前山町 1丁目19番地
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ぱれっと	
介護事業者の所在地	名古屋市北区大曾根一丁目18番 5号	
介護事業所の名称	在宅介護おおぞね	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区大曾根二丁目 1番13号
地	新	名古屋市北区生駒町 1丁目19番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 7月 1日	

介護事業者の名称	株式会社トラシア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中村区大秋町 1丁目15番地
地	新	名古屋市中村区鳥居通 2丁目41番地の 4
介護事業所の名称	ケアプランあいわ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区大秋町 1丁目15番地
地	新	名古屋市中村区鳥居通 2丁目41番地の 4
変 更 年 月 日	令和 2年 6月 1日	

介護事業者の名称	社会福祉法人ゆたか福祉会	
介護事業者の所在地	名古屋市南区泉楽通 4丁目 5番地の 3	
介護事業所の名称	旧	宝南指定居宅介護支援事業所
	新	ケアサポート宝南
介護事業所の所在地	名古屋市南区元塩町 3丁目 1番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 2年 7月 1日	

5 介護予防支援事業

介護事業者の名称		社会福祉法人昌明福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市港区寛政町 6丁目10番地
介護事業所の名称		名古屋市港区西部いきいき支援センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区寛政町 6丁目10番地
	新	名古屋市港区寛政町 6丁目40番地
変更年月日		令和 2年 7月27日

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		合同会社高齢者福祉施設みんなのうちに
介護事業者の所在地		名古屋市守山区四軒家一丁目1507番地
介護事業所の名称		高齢者福祉施設みんなのうちに
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区四軒家一丁目 210番地
	新	名古屋市守山区四軒家一丁目1507番地
変更年月日		平成29年 8月 6日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地		東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター芳野
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区徳川町 110番地
	新	名古屋市東区東大曽根町 1番 4号
変更年月日		令和 2年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社貴久
介護事業者の所在地	旧	名古屋市熱田区比々野町19番地
	新	愛知県大府市共栄町六丁目 198番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションガーベラ
介護事業所の所在地		名古屋市中川区福川町 3丁目 1番地の24

変 更 年 月 日	令和元年12月10日
-----------	------------

8 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社エス・ジー・ティ	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区松原町 4丁目28番地の 3	
介 護 事 業 所 の 名 称	真和リハビリデイサービス	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中村区松原町 4丁目23番地の 2
	新	名古屋市中村区松原町 4丁目28番地の 3
変 更 年 月 日	令和元年11月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社高齢者福祉施設みんなのうちに	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区四軒家一丁目1507番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	高齢者福祉施設みんなのうちに	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区四軒家一丁目 210番地
	新	名古屋市守山区四軒家一丁目1507番地
変 更 年 月 日	平成29年 8月 6日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 528号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
徳川山クリニック	名古屋市千種区徳川山町 2丁目22番 4	令和 2年 6月30日
熊谷歯科	名古屋市天白区平針三丁目 111番地	令和 2年 4月25日

2 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日

いまい内科クリニック	名古屋市南区豊一丁目28番18号	令和 2年 3月31日
------------	------------------	----------------

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
徳川山クリニック	名古屋市千種区徳川山町 2丁目22番 4	令和 2年 6月30日
熊谷歯科	名古屋市天白区平針三丁目 111番地	令和 2年 4月25日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
徳川山クリニック	名古屋市千種区徳川山町 2丁目22番 4	令和 2年 6月30日
熊谷歯科	名古屋市天白区平針三丁目 111番地	令和 2年 4月25日

5 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
いまい内科クリニック	名古屋市南区豊一丁目28番18号	令和 2年 3月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 529号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
アサヒサンクリー株式会社 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリー在宅介護 センター熱田 名古屋市熱田区沢上二丁目 5 番26号	令和 2年 8月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 530号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 2年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 2年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
打 越 荘	D棟	101号、 103号、 201号、 203号、 301号、 303号、 401号、 403号、 501号及び 503 号	0.9243	0.9507	1.0000	147,000円
		102号、 105号、 202号、 205号、 302号、 305号、 402号、 405号、 502号及び 505 号	0.9243	0.7984	1.0000	123,700円

		号				
		104号、 204号、 304号、 404号 及び 504号	0.9243	0.6676	1.0000	103,200円
	E棟	101号、 105号、 106号、 201号、 205号、 206号、 208号、 301号、 305号、 306号、 308号、 401号、 405号、 406号、 408号、 501号、 505号、 506号 及び 508号	0.9243	0.9507	1.0000	141,400円
		102号から 104 号まで、 202号 から 204号まで、 207号、 302号 から 304号まで、 307号、 402号 から 404号まで、 407号、 502号 から 504号まで 及び507号	0.9243	0.7984	1.0000	118,800円
		107号	0.9243	0.7984	1.0000	120,600円
		108号	0.9243	0.9430	1.0000	142,300円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 531 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 2 年 9 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益社団法人名古屋 清港会	名古屋市港区作倉町 1 番95号	令和 2 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 532号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区若水一丁目 201番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 533号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区金城四丁目 301番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 534号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区須田町 209番 5の一部及び二野町 202番 2の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 535号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 268号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市熱田区三本松町 101番20の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第536号

名古屋市議会定例会の招集について

令和2年9月11日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和2年9月4日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市達第51号

総 務 局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月2日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）監 総務局企画調整監、財政局契約監理監、財政局税務監、環境局環境都市推進監、健康福祉局長寿社会企画監、健康福祉局医監、子ども青少年局子ども未来企画監、住宅都市局まちづくり調整監、住宅都市局都市活性監及び緑政土木局公園緑地・農政監並びに健康福祉局保健所長をいう。 （3）～（5）（略）	（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）監 総務局企画調整監、<u>総務局大学病院化推進監</u>、財政局契約監理監、財政局税務監、環境局環境都市推進監、健康福祉局長寿社会企画監、健康福祉局医監、子ども青少年局子ども未来企画監、住宅都市局まちづくり調整監、住宅都市局都市活性監及び緑政土木局公園緑地・農政監並びに健康福祉局保健所長をいう。 （3）～（5）（略）

附 則

この達は、令和2年9月3日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第 6 号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和 2 年 9 月 4 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

- 1 地方自治法第74条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,765 人

- 2 地方自治法第76条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第86条第 1 項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,031 人

- 3 地方自治法第80条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,601 人	熱 田 区	18,345 人
東 区	22,123 人	中 川 区	60,457 人
北 区	45,670 人	港 区	38,914 人
西 区	40,950 人	南 区	37,700 人
中 村 区	37,775 人	守 山 区	47,301 人
中 区	24,062 人	緑 区	66,715 人
昭 和 区	28,588 人	名 東 区	43,633 人
瑞 穂 区	29,973 人	天 白 区	43,613 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

314,708 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 4 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第20号

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信機器を通して通話する方法による会議の開催）

第 2 条の 2 教育長が必要があると認めるときは、情報通信機器を通して相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催することができる。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による会議の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 4 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第21号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第22条第 2 項中「入学願書に添えて」を「指定の納付方法に応じ、それぞれ指定する期間内に」に改める。

第24条ただし書中「、授業料」の次に「、入学検定料」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 3 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第11号

職員の任用に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 就職氷河期世代採用試験

第 6 条第 3 項第 5 号を削る。

別表第 2 段階別職位表局長段階の項中「企画調整監」の次に「、大学病院化推進監」を加える。

第 2 条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「企画調整監」を「企画調整監 大学病院化推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市人事委員会達第 4 号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 3 日

名古屋市人事委員会委員長 細井 土夫

第 4 条第 1 項第 5 号中「臨時的任用職員の雇用」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任免」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 事務局の臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与に関すること。

別表中

「

給与に関すること。	事務局長 所属員	—	—	—
就業規則に関すること。	育児休業 等代替嘱 託員	—	—	—

を

」

「

給与に関すること。	事務局長 所属員	—	—	—
-----------	-------------	---	---	---

に

」

改める。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第31号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、次項に定めるところにより」を削り、同条第4項中「第1項」を「前項本文」に改め、同条第5項中「第2項」を「第3項ただし書」に改める。

第14条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項ただし書中「同項」の次に「、前項」を加え、「（前項ただし書の規定によるもの（以下「時間年休」という。）を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、局長は、前条に規定する年次休暇が10日以上与えられた職員（再任用短時間勤務職員及び管理職員（基準条例第3条の2に規定する管理職手当を支給される職員をいう。）を除く。）のうち、4月1日から9月30日までの間において利用した年次休暇（前項ただし書の規定によるもの（以下「時間年休」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の日数が5日未満であった者に対しては、10月1日から翌年3月31日までの間において、当該職員が利用できる年次休暇のう

ち6日を計画的に利用させることができる。ただし、育児、介護その他特別な事情により年次休暇を計画的に利用させることが難しいと局長が認める職員にあっては、この限りでない。

第18条第2項中「第6項及び第8項」を「第7項及び第9項」に、同項後段中「第6項」を「第7項」に改める。

第19条第1項中「並びに」を「及び」に、「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

（名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第14条」の次に「（第2項を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン太閤ショッピングセンター

名古屋市中村区太閤一丁目19番24号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部㈱	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	マックスバリュ東海㈱	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1	令和 元年 9月 1日
2	ウエルシア薬局㈱	代表取締役 水野 秀晴	東京都千代 田区外神田 二丁目 2番 15号	変更なし	代表取締役 松本 忠久	変更なし	平成 31年 3月 1日
3	㈱大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広 島市西条吉 行東一丁目 4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成 30年 3月 1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更する理由

- (1) №. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (2) №. 2及び№. 3の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン徳川明倫ショッピングセンター

名古屋市東区明倫町2番14号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	令和元年9月1日
2	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	平成28年4月1日
3	—	—	—	ウエルシア薬局(株)	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	平成28年4月1日
4	—	—	—	(株)ペグ	代表取締役 常川 健志	名古屋市中村区井深町10番28号	平成28年4月1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更する理由

- (1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (2) No. 2からNo. 4までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

砂田橋ショッピングセンター

名古屋市東区砂田橋一丁目1番10号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	令和元年9月1日
2	(株)サンドラッグ	代表取締役 材津 達郎	東京都府中市若松町1丁目38番地の1	変更なし	代表取締役 貞方 宏司	変更なし	令和元年5月1日
3	—	—	—	ゼビオ(株)	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	平成27年4月1日
4	—	—	—	(株)キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	令和元年11月1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更する理由

- (1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 3及びNo. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ今池店

名古屋市千種区内山一丁目 507番 ほか 4筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1	令和元年9月1日
2	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成30年3月1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更する理由

(1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更

のため

(2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年9月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ川原店

名古屋市昭和区川原通6丁目2番1号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部㈱	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海㈱	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	令和元年9月1日
2	DCMカーマ㈱	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町3丁目411番地	変更なし	代表取締役 本田 桂三	変更なし	令和元年5月27日

3 変更の日

上記2で既述

4 変更する理由

(1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更

のため

(2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ香流店

名古屋市名東区香流二丁目 908番地 ほか 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市名東区香流二丁目 908番地 外 7筆	名古屋市名東区香流二丁目 908番地 ほか 7筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1	令和元年9月1日
2	(株)カーマ	代表取締役 豊田 芳行	愛知県刈谷市日高町3丁目411番地	DCMカーマ(株)	代表取締役 本田 桂三	変更なし	令和元年5月27日
3	(有)クドウ	代表取締役 工藤 徹	名古屋市天白区元植田一丁目1001番地の4	—	—	—	平成29年12月20日

4	—	—	—	岩元 英明	—	愛知県尾張旭市平子町178番地 8	平成30年3月1日
---	---	---	---	-------	---	-------------------	-----------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年 7月22日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更する理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (4) No. 3の小売業者については、退店のため
- (5) No. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 1 月 4 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ篠原橋東店

名古屋市中川区清川町 2丁目 1番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区清川町二丁目 1番 1 外 1筆	名古屋市中川区清川町 2丁目 1番 1 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1	令和 元年 9月 1日
2	(株)スギ薬局	代表取締役 杉浦 広一	愛知県安城 市二本木町 二ツ池33番 地 5	—	—	—	平成 28年 3月 31日
3	—	—	—	(株)サンドラッグ	代表取締役 貞方 宏司	東京都府中 市若松町 1 丁目38番地 の 1	平成 28年 5月 10日

4	—	—	—	(株)キャン ド	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿 区北新宿二 丁目21番 1 号	平成 28年 5月 10日
---	---	---	---	-------------	----------------	--------------------------------	---------------------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年 7月22日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更する理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、退店のため
- (4) No. 3及びNo. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市
の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ昭和橋通店

名古屋市中川区法蔵町 2丁目20番 ほか 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区法蔵町 2丁目20番 外 6筆	名古屋市中川区法蔵町 2丁目20番 ほか 6筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1	令和 元年 9月 1日
2	(株)スギ薬局	代表取締役 杉浦 広一	愛知県安城 市二本木町 二ツ池30番 地10	スギホールディングス(株)	変更なし	愛知県大府 市横根町新 江62番地の 1	平成 29年 3月 1日
3	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広 島市西条吉 行東一丁目 4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成 30年 3月 1日

4	—	—	—	(株)オンセン ド	代表取締役 森 弘治	岐阜県美濃 市2118番 3	平成 30年 7月 1日
---	---	---	---	--------------	---------------	-------------------	-----------------------

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 2年 7月22日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更する理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (4) No. 3の小売業者については、代表者変更のため
- (5) No. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 9月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ鳩岡店

名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番17 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市北区鳩岡町一丁目 7番17 外 1筆	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番17 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目 18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ケ瀬町 1295番地 1	令和元年 9月 1日
2	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉 行東 1丁目 4番14号	平成30年 3月 1日

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、令和 2年 7月22日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更する理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため

(3) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 9月 3日から令和 3年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 1月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年 9 月 3 日懲戒処分に付した。

令和 2 年 9 月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
千種区主事	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号